

玉出中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、その成長の過程において、どの生徒も被害者にも加害者にもあり得る可能性がある。これらの基本的な考え方を基に、いじめの撲滅をめざし、教職員が日頃からささいな兆候であっても見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応を行う。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人ひとりが大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進める。こうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりをめざす。

2. 「いじめ問題対策委員会」の設置

(1) 構成員（組織の長は校長）

校長・教頭・生徒指導主事（生活指導部長）・教務主任・健康教育部長・学年主任・該当学級担任
保健主事・養護教諭・（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）
※必要に応じて指導部第3教育ブロックグループ担当指導主事を通じてSSETの派遣を依頼し、メンバーに加える。

(2) 役割

ア. 玉出中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ. 教職員の共通理解と意識啓発

・年度初めの職員連絡会において教職員研修を実施し、「玉出中学校いじめ防止基本方針」について、教職員の共通理解を図る。
・各学期に実施するいじめアンケートや教育相談結果を集約・分析し、実効性のある対策を策定する。

ウ. 生徒・保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ. いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめ事案を把握した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報がもたらされた場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を構築する。
・個々の事案対応について、だれが・いつ・どのように行うのかについて具体的に協議する。その際、必要に応じて、外部の専門家や関係諸機関と連携して対応する。
・初期対応の後も、生徒の様子を少なくとも3カ月以上見守り、事案の完全解消に向けて継続的な指導支援を行う。

3. いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止

- ① 生徒どうしの関りを大切にし、互いに認め合い、共に成長できる学級づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに取り組む。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実に努めるとともに、体験活動を推進し、命の大切

さや相手を思いやる心の醸成を図る。

- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒が SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 学校として縦割り行事を多くし、生徒どうしのつながりを深める機会を増やす。
- ⑥ 「心と体の成長」を促すために、各学年の実態に応じた保健指導を行う。

(2) 早期発見

- ① 教師と生徒との温かい人間関係や、保護者との信頼関係を構築し、いじめ等について相談しやすい環境を整え、小さなサインを見逃さないように努める。
- ② いじめアンケートを定期的に実施（学期に 1 回）する。
- ③ 生徒との個別相談形式による「教育相談週間」を学期に 1 回設ける。
- ④ アンケートや教育相談等の取組を通じて、結果を分析し、生徒の実態把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくは通報を受けたら、早急に校長に報告する。
- ② 校長は「いじめ問題対策委員会」を招集し、今後の組織的な対応についての具体的な手立てを講じるとともに、役割分担について協議する。
- ③ 第 3 教育ブロックグループ担当指導主事に報告する。
- ④ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ⑤ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ⑥ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ警察・こども相談センター等の関係諸機関との連携のもとで対応に取り組む。
- ⑦ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察や法務局等とも連携する。
- ⑧ 被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続観察するとともに、面談を行い、いじめの完全解消を確認する。

4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が生じた場合は、本市いじめ対策基本方針に則り、速やかに第 3 教育ブロックグループ担当指導主事に報告する。
- (2) 学校が事実に対する調査を行う場合は、「いじめ問題対策委員会」を招集する。その際、必要に応じて指導部第 3 教育ブロックグループ指導主事を通じて SSET の派遣を依頼し、会議メンバーに加える。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して、適切に情報提供を行う。

大阪市立玉出中学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について =年に2回校内研修を実施する。

○うち1回は、SSET等を通じて招聘した講師による研修あるいは教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修による校内研修とする。

早期発見のために =・日々の観察 ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上=年に3回以上）

・教育相談の実施（学期に1回以上=年に3回以上） ・SCによるカウンセリング
・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ問題対策委員会の開催

- ① 原則月1回開催する職員連絡会のなかで本委員会を招集し、事案の有無について把握する。
 - ② 事案ありと認められた場合は、初期対応から解消に向けて、本委員会を断続的に開催する。
- ★ 上記①・②の開催記録は7年間保管する。

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階よりSCによる心のケア

被害生徒

加害生徒

その他の生徒

いじめ問題対策委員会（校長が組織の長）構成員
校長・教頭・生徒指導主事（生活指導部長）
教務主任・健康教育部長・学年主任
該当学級担任・保健主事・養護教諭
(必要に応じてSC・SSW)

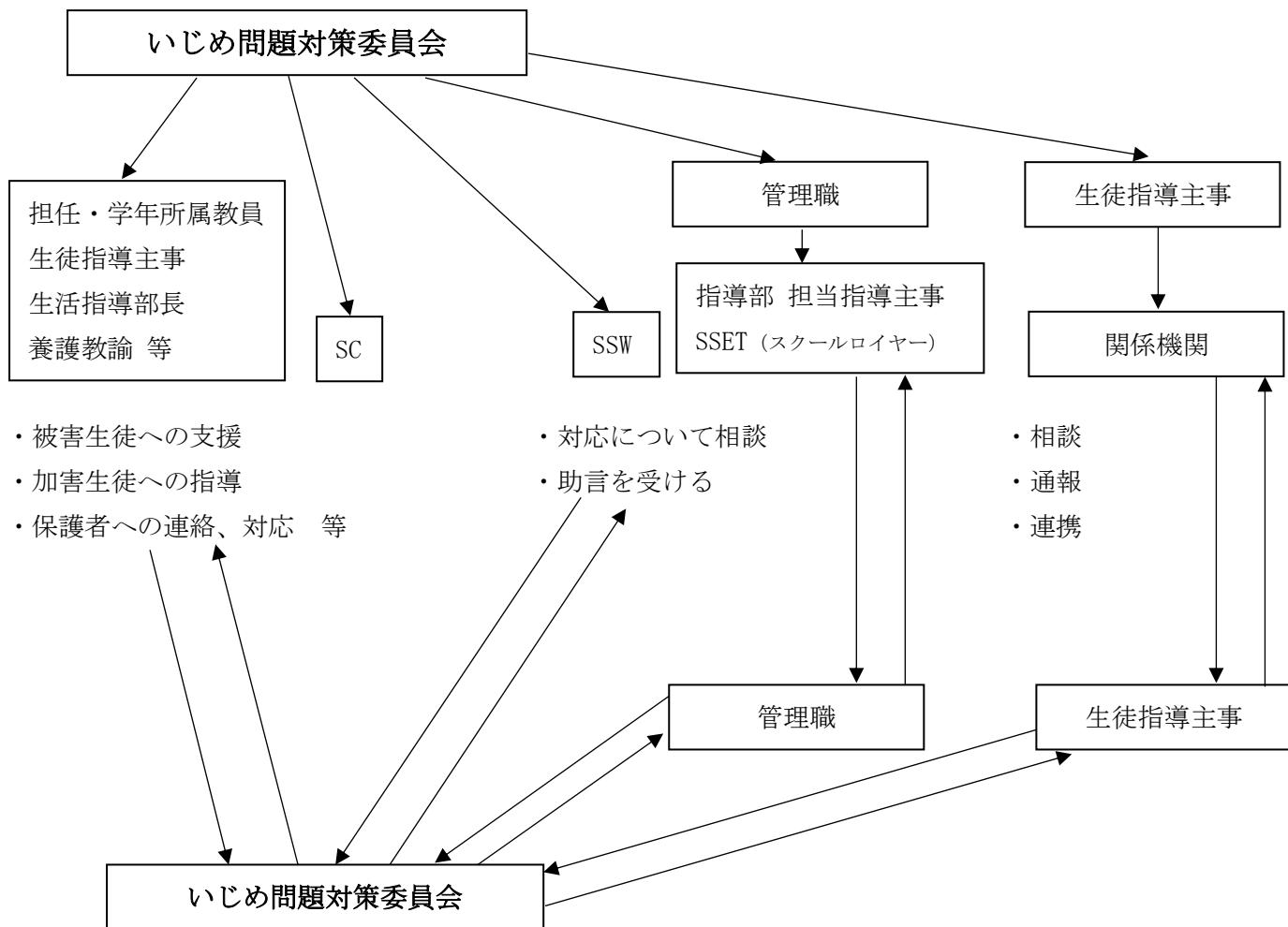
担任・学年所属教員・生徒指導主事等 ・生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無について検討
- ・被害生徒への具体的な支援の方法について検討
- ・加害生徒への具体的な指導の方法について検討
- ・保護者への連絡の手段や方法について検討
- ・関係諸機関との連携の必要性の有無について検討
- ・その他の生徒への働きかけの方法について検討

いじめ問題対策委員会

※上記各項目について、だれが・いつ・どのように行うのかについて具体的に協議する。必要に応じて複数対応とする。



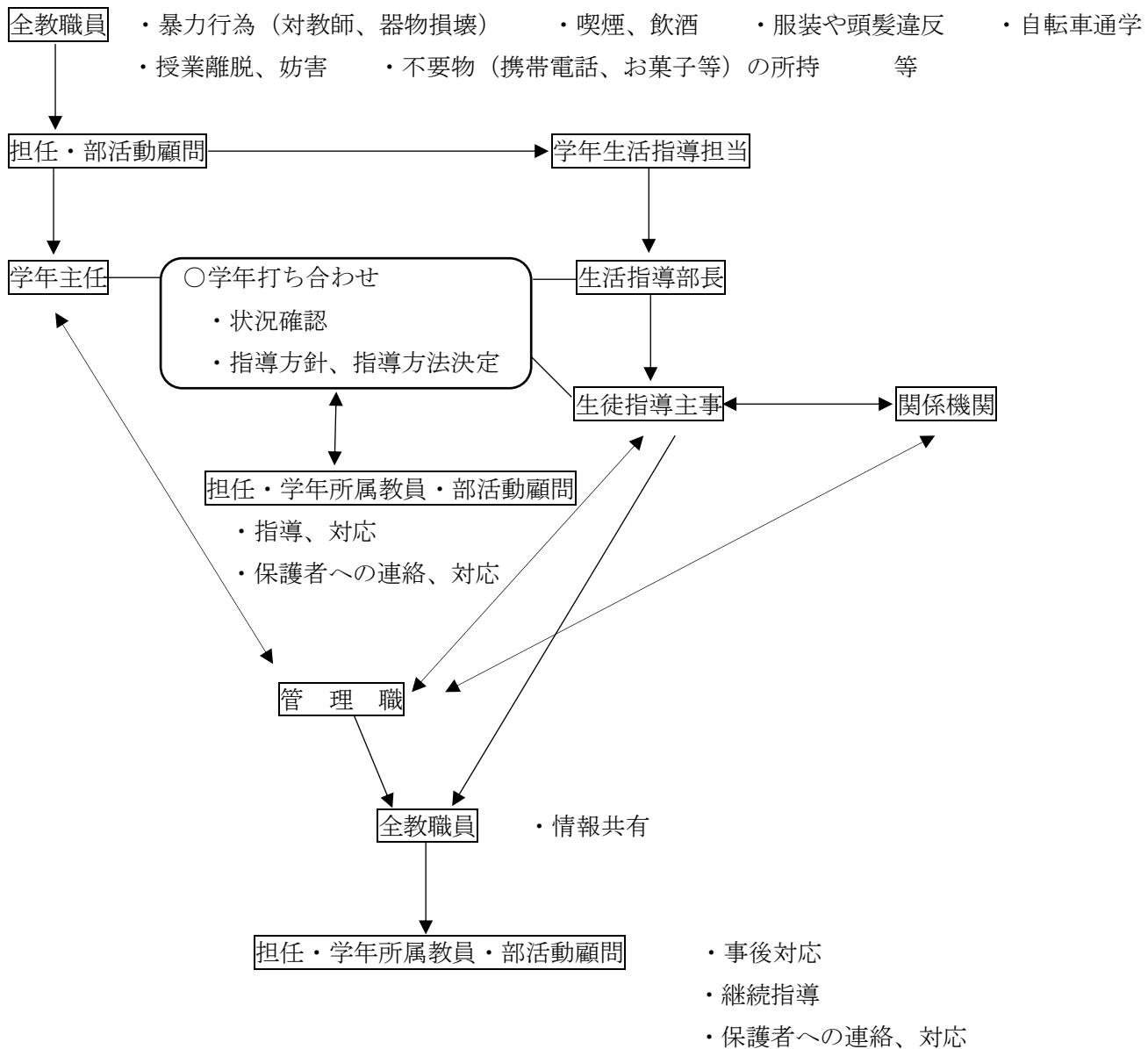
【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告
更なる対応の検討
- ・加害生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

全教職員による日々の見守り

- いじめにかかる行為が止んでいること (少なくとも3か月間)
 - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⇒以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。